



宮崎県公報

平成20年12月1日(月曜日) 第2038号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(生活福祉課) 1
○クリーニング師試験の実施……………(衛生管理課) 1
○保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 2

頁

公安委員会公告

- 機械警備業務管理者講習の実施について…………… 2

労働委員会告示

- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
閱歴等の公示…………… 3

正 誤

- 平成20年11月10日付け県公報(第2032号)中…………… 3

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証があった。

平成20年12月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年10月31日	特定非営利活動法人 A I	日高 和子	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 957	この法人は、子どもからお年より、障がい者などの社会的弱者や広く地域住民に対し、個々人が日常に行う小さな活動の輪を広げることにより、環境に配慮した安心・安全で住み良い元気な街づくりを行うことを目的とする。

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成20年12月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 試験の期日

平成21年2月19日(木曜日)

2 試験の場所及び時間

(1) 学科試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ

イ 時間 午前10時30分から正午まで

(2) 実地試験

ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂3621番地 田中屋ドライ

イ 時間 午後1時から午後5時まで

3 試験科目

(1) 学科試験

ア 公衆衛生及び衛生法規に関する知識

イ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により、学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。)

5 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に試験手数料7,200円に相当する額の宮崎県収入証紙をはり、次に掲げる書類を添えて住所を管轄する保健所(宮崎市居住者は県中央保健所とする。以下同じ。)の長(県外居住者にあつては、宮崎県内の保健所の長)を経由して提出すること。

(1) 履歴書(学歴を詳細に記入すること。)

(2) 受験資格があることを証する書類(卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は厚生労働大臣の認定に係る認定書の写し)

(3) 写真(出願前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽で縦5センチメートル、横4センチメートルのもの)

6 受験願書の受付期間

平成21年1月5日(月曜日)から1月20日(火曜日)まで

受付時間午前8時30分から午後5時まで

ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(郵送による提出の場合は受付期間内に必着のこと)

7 その他

(1) 宮崎県収入証紙には、消印しないこと。

(2) 受験者は、試験当日午前10時までに試験会場に集合すること。

(3) 合格者の発表は、平成21年3月19日(木曜日)午前9時から願書提出先の保健所において行う。

(4) 受験手続その他については、最寄りの県保健所又は宮崎県福

社保健部衛生管理課 (電話0985 (26) 7077) に問い合わせること。

なお、文書による照会は、必ず返信用切手を同封すること。

保安林の平成20年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成20年12月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	500.33
北川土流	土砂流出防備保安林	85.02
北川干害	干害防備保安林	1.46
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,960.07
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	78.34
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	5.44
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.44
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	964.48
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	12.98
五十鈴川干害	干害防備保安林	20.75
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,878.88
耳川土流	土砂流出防備保安林	47.64
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	220.04
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	44.01
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,312.52
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	91.21
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	3.98
一ツ瀬川保健	保健保安林	0.38
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	853.26
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	24.98
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.32
小丸川下流保健	保健保安林	0.22
川内川上流水かん	水源かん養保安林	513.83
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	45.12
川内川上流防風	防風保安林	0.40
川内川上流干害	干害防備保安林	6.74
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,101.65
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	163.16
大淀川本流防風	防風保安林	0.64
大淀川本流干害	干害防備保安林	10.13
大淀川本流保健	保健保安林	5.26
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,503.52
本庄川土流	土砂流出防備保安林	6.25
本庄川防風	防風保安林	0.10
本庄川干害	干害防備保安林	2.70
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	971.59
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	29.65
広渡川水かん	水源かん養保安林	331.11
広渡川土流	土砂流出防備保安林	148.30

広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.18
福島川水かん	水源かん養保安林	352.14
福島川土流	土砂流出防備保安林	10.36
福島川干害	干害防備保安林	2.22

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第29号

警備業法 (昭和47年法律第 117号。以下「法」という。) 第42条第 2 項に規定する機械警備業務管理者講習 (以下「講習」という。) を次のとおり実施する。

平成20年12月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 講習の実施日及び定員

講習種別	講習の実施日
機械警備業務管理者講習	平成21年 1 月14日(木)から19日(月)まで

定員は15人とする。

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

3 講習の実施要領

- (1) 講習は、宮崎県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習の最後に、修了考査 (5 枝択一式40問、100分) を実施し、80パーセント以上の成績者を合格者とし、合格者に講習修了証明書を交付する。

修了考査不合格者に対する再考査は行わない。

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出期間及び時間

講習種別	提出日時
機械警備業務管理者講習	平成20年12月 8 日(月)から12日(金)の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類

受講申込書 (受講申込者の写真 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの) を貼り付けたもの) 1 通

5 手数料

4 の受講申込の際、38,000円に相当する額の宮崎県証紙を納入すること。

手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

(2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活

安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第4号

労働関係調整法施行令 (昭和21年勅令第 478号) 第4条及び労働委員会規則 (昭和24年中央労働委員会規則第1号) 第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公表する。

平成20年12月1日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成20年11月20日現在)

氏名	履歴及び現職	委嘱日
江藤洋行	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平19. 8.20
押川利孝	県商工観光労働部労働政策課長	平20. 4. 3
木下清隆	県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟宮崎県支部顧問	平19. 8.20
倉掛正志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平19. 8.20
黒木康年	県労働委員会事務局長	平19. 8.20
黒田民子	県労働委員会公益委員 社会保険労務士	平19. 8.20
佐田修一	県労働委員会使用者委員 王子製紙(株)執行役員日南工場長	平19. 8.20
末藤孝憲	県労働委員会使用者委員 宮崎空港ビル(株)専務取締役	平19. 8.20
高橋隆也	県労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	平20. 9. 4
高藤和洋	県労働委員会事務局調整審査課長	平20. 4. 3
◎辰元圭子	県労働委員会使用者委員 (獨)信愛会特別養護老人ホーム裕生園園長	平20.11.20
中別府 暎 治	県労働委員会労働者委員 全宮崎交通労働組合連合会会長	平19. 8.20
新名照幸	県労働委員会労働者委員 宮崎県労組会議議長	平19. 8.20
日高裕次	県労働委員会事務局調整審査課長補佐	平20. 4. 3
日野直彦	県労働委員会公益委員 弁護士	平19. 8.20
宮田行雄	県労働委員会公益委員 弁護士	平19. 8.20

村田 綜	県労働委員会公益委員 元宮崎県企業局管理部長	平19. 8.20
山崎 真一朗	県労働委員会公益委員 弁護士	平19. 8.20
横山 節夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	平19. 8.20

◎今回変更したあっせん員候補者

正 誤

平成20年11月10日付け県公報 (第2032号) 中

ページ	段	誤	正
5	右	平成20年宮崎県告示第233号	平成20年宮崎県告示第798号